

# 「中央広域障がい者生活支援センターはくちょう」重要事項説明書

## 指定特定相談支援・障害児相談支援・指定一般相談支援

本重要事項説明書は、当事業所と指定特定相談支援・障害児相談支援・指定一般相談支援に関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 本事業所では利用者に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく計画相談支援・障害児相談支援・一般相談支援を提供します。計画相談支援・障害児相談支援・一般相談支援の利用は、原則として支給決定を受けた方が対象となります。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者	8
2. 事業所の概要	8
3. 事業実施地域	8
4. 営業時間	9
5. 職員の体制	9
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	9
7. サービスの利用に関する留意事項	10
8. 利用者の記録や情報の管理、開示について	10
9. 人権擁護及び虐待防止のための措置	10
10. 虐待防止の受付について	11
11. 苦情等の受付について	12

### 社会福祉法人 共生会

中央広域障がい者生活支援センターはくちょう  
当事業所は徳島県・阿波市の指定を受けています。

一般相談 : 徳島県指定第 3631600016 号  
特定相談 : 阿波市指定第 3631600016 号  
障害児相談 : 阿波市指定第 3671600017 号

## 1. 事業者

名 称	社会福祉法人 共生会
所在地	徳島県阿波市市場町香美字西原245番
電話番号	0883-36-6660
FAX 番号	0883-36-6661
代表者氏名	理事長 原 照代
設立年月	平成9年3月4日

## 2. 事業所の概要

事業所の種類	(指定一般相談支援事業所) 平成18年10月1日 指定 徳島県第3631600016号 (指定特定相談支援事業所) 平成24年 4月1日 指定 阿波市第3631600016号 (指定障害児相談支援事業所) 平成24年 4月1日 指定 阿波市第3671600017号
事業の目的	利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援・障害児相談支援・指定一般相談支援を適切に提供します。
事業所の名称	中央広域障がい者生活支援センター はくちょう
事業所の所在地と連絡先	徳島県阿波市市場町香美字渡10番地1 電 話：0883-36-7070 ファックス：0883-36-7077
管理者氏名	尾田 珠美
事業所の運営方針について	地域の障がい者・児の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等の介護を行う者、保護者からの一般的な相談・計画相談・障害児相談・地域相談に応じ、自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう、そして利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適正かつ円滑な相談支援を行います。 事業実施に当たっては地域自立支援協議会のサービス調整会議等を活用し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等と連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。
開設年月	平成12年10月1日
事業所が行なっている他の業務	市町村地域生活支援事業 ・委託相談支援事業 ・移動支援事業

## 3. 事業実施地域

通常の事業実施地域は、阿波市・吉野川市の全域とする。

#### 4. 営業時間

開所日時	月曜日～土曜日の9時から18時。12月29日～1月3日、日・祝日・国民の休日を除く。  営業日及び営業時間のほか、転送電話・相談支援専門員直通の携帯電話等により緊急時の連絡が可能な体制をとるものとする。
------	---

#### 5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1	1	業務の状況把握と管理
2. 主任相談支援専門員	1		相談業務全体のマネジメント等
3. 相談支援専門員	3	1	利用者からの相談業務

当事業所では、利用者に対して指定相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

#### 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

##### (1) サービス内容

##### ① サービス等利用計画・障害児支援利用計画等の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画・障害児支援利用計画等を作成します。

〈サービス等利用計画・障害児支援利用計画等の作成の流れ〉

①相談支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族等に面接して、利用者及び家族の置かれている状況、利用者の希望する生活、解決すべき課題等を把握します。

②利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、利用料、福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載したサービス等利用計画・障害児支援利用計画等の原案を作成します。

③相談支援専門員は、作成したサービス等利用計画・障害児支援利用計画等の原案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画・障害児支援利用計画等の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定するものとします。

##### ② サービス等利用計画・障害児支援利用計画等の便宜の供与

- ・ 利用者及びその家族等と面接し、経過を把握します。
- ・ サービス等利用計画・障害児支援利用計画等の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。

- ・ 福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

### ③サービス等利用計画・障害児支援利用計画等の変更

利用者がサービス等利用計画・障害児支援利用計画等の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画・障害児支援利用計画等の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画・障害児支援利用計画等を変更します。

### ④地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

地域移行支援は、入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。

地域定着支援は、入所施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

### ⑤障害者支援施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設等への入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

## 7. サービスの利用に関する留意事項

サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なくご相談ください。

## 8. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第11条5項参照）

本事業所では、関係法令及び社会福祉法人共生会 個人情報の保護に関する規程に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、指定相談支援サービスを提供した日から5年間です。

\*本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) サービス等利用計画・障害児支援利用計画
- (2) アセスメントの記録
- (3) サービス担当者会議等の記録
- (4) モニタリング報告書
- (5) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- (6) 利用者からの苦情の内容等の記録
- (7) 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

閲覧・複写の受付	9：00～18：00
----------	------------

## 9. 人権擁護及び虐待防止のための措置

### (1) 人権擁護および虐待防止

職員は利用者に対し、身体的または精神的虐待を行わないだけでなく、積極的に人権を擁護します。

## (2) 個人情報保護

当事業所及び職員は、利用者に対するサービスの提供にあたり、知り得た利用者に関する各種情報を外部に洩らしません。また他の事業者等に対して情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者またはその家族の同意を得ます。事業所はその従業員が退職後、在職中に知り得た利用者に関する情報を洩らすことのないよう、必要な措置を講じます。

## (3) 職場におけるハラスメントの防止

事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、事業所において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、事業所の環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

## 10. 虐待防止の受付について（契約書第17条参照）

### (1) 当事業所における虐待防止の受付

当法人「虐待防止対応規程・虐待防止委員会運営指針」により、当事業所では虐待通報に適切に対応する体制を整えています。また、当事業所における虐待防止対応責任者及び虐待防止マネージャー・虐待防止受付担当者を設置し、虐待防止に努めます。

○虐待防止責任者	[氏名] 尾田 珠美	[職名] 管理者
○虐待防止マネージャー	[氏名] 藤野 絵美子	[職名] 相談支援専門員
○虐待防止受付担当者	[氏名] 藤野 絵美子	[職名] 相談支援専門員
○受付時間	毎週月曜日～土曜日	9：00～18：00

### (2) 第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、当事業所への虐待防止やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

氏 名	連 絡 先
吉野 旭代 (財務管理有識者)	0883-53-5891
玉井 静代 (元阿波市民生児童委員)	0883-35-5195

### (3) 行政機関その他の虐待防止受付機関

徳島県障がい者権利擁護センター	所在地: 〒770-0005 徳島県徳島市南矢三町2-1-59 (徳島県障がい者相談支援センター内) 電話・FAX番号:088-631-1188 受付時間:毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00
阿波市障害者虐待防止センター	所在地: 〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田201-1 電話番号:0883-36-6812 FAX:0883-36-5158 受付時間:毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

### 1 1. 苦情等の受付について（契約書第18条参照）

（1）当事業所における苦情の受付及びサービス利用等の相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関する相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者	[氏名] 尾田 珠美	[職名] 管理者
○お客様相談係	苦情受付窓口（担当者）	
	[氏名] 藤野 絵美子	[職名] 相談支援専門員
○受付時間	毎週月曜日～土曜日	9：00～18：00

### （2）第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、当事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

< 第三者委員 >

氏 名	連 絡 先
吉野 旭代 (財務管理有識者)	0883-53-5891
玉井 静代 (元阿波市民生児童委員)	0883-35-5195

### （3）行政機関その他苦情受付機関

阿波市・吉野川市 障害福祉サービス担当課	<p>◆阿波市 社会福祉課 所在地: 〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田201-1 電話番号:0883-36-6812 FAX:0883-36-5158 受付日・時間:毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00</p> <p>◆吉野川市 社会福祉課 所在地: 〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島115-1 電話番号:0883-22-2263 FAX:0883-22-2260 受付日・時間:毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00</p>
徳島県運営適正化委員会	所在地: 〒770-0943 徳島県徳島市中昭和町1丁目2 電話番号:088-611-9988 FAX:088-611-9995 受付日・時間:毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

年 月 日

指定相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者名 社会福祉法人 共生会  
事業所名 中央広域障がい者生活支援センター はくちょう  
説明者職氏名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定相談支援サービスの提供開始に同意しました。

(利用者) 住所  
氏名 印

(代理人又は保証人) 住所  
氏名 印

\*ただし、「利用者」が成人であり、意思判断能力がある場合は、「利用者」のみの署名で指定相談支援サービスの提供開始に同意したものとする。